

令和2年9月

全 国 知 事 会 御 中

一般社団法人全国銀行協会  
一般社団法人全国地方銀行協会  
一般社団法人信託協会  
一般社団法人第二地方銀行協会  
一般社団法人全国信用金庫協会  
一般社団法人全国信用組合中央協会  
一般社団法人全国労働金庫協会  
農 林 中 央 金 庫

### 地方税の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成28年6月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

また、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」(2018年3月設置。以下「勉強会」という。)における「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」(以下「調査レポート」という。)の取りまとめ<sup>1</sup>にあたっては、貴会にご協力を賜り、あらためて厚く御礼申しあげます。

ご高承のとおり、地方税につきましては、昨年10月に地方税共通納税システムが稼働し、法人住民税をはじめとする申告税に関しては、すべての地方公共団体において、ペイジーによる電子納税を行える仕組みが実現いたしました。

もっとも、地方税全体で見ると、課税件数の9割以上は自動車税や固定資産税等の賦課税であり<sup>2</sup>、同税目について、電子納付を導入している地方公共団体は依然として少ないことから、多くの納付者は時間や場所の制約のない効率的な納付方法である電子納付を選択することができない状況にあります。また、金融機関窓口で納付された場合には、金融機関および地方公共団体の双方において大量の納付済通知書等に係る

<sup>1</sup> 未来投資戦略2017に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないことがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的(～10年程度)にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合(事務局：全国銀行協会。関連URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>)。

<sup>2</sup> 平成29年9月26日開催の政府税制調査会資料(総11-3)をご参照。

事務処理（精査、搬送、消込、保管等）が日常的に発生する等、納付者・地方公共団体はもとより、金融機関も含め、それぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として効率化の余地が大きい領域となっています。

一方、足許では、新型コロナウイルス感染症への対応が求められており、5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議において、「新しい生活様式」が整理されたところです<sup>3</sup>。

電子納付は納付者の制約（時間・納付窓口）なく行うことが可能であり、また、金融機関および地方公共団体の双方においても納付済通知書に係る事務処理を削減することができる等、納付に伴う一連の手続きをペーパーレス化することによって、人との接触を8割減らし、「3つの密」を回避することが期待できます。すなわち、電子納付を推進することは、「新しい生活様式」の実践に寄与するものとなります。

また、政府の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日）においては、「税・社会保険手続のワンストップ化・ワンズオンリー化」が掲げられているところです。

こうしたことから、金融界は、今般、総務省に対して電子納付推進等のために望ましい施策等について、別添の要望書を提出いたしました。

つきましては、金融界のこうした活動の趣旨をご理解いただき、特に下記の事項について、貴会から各地方公共団体に周知いただくとともに、効果的な施策についてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 地方税の電子納付等に係る取組みへの支援

昨年10月に稼働した地方税共通納税システムについて、サービス稼働当初から取扱対象である個人住民税（特別徴収分）以外の賦課税目についても、取扱対象に追加されることで、より一層の利便性向上につながることから、政府方針においても、今後の取組みとして、利用可能税目の拡大を順次実施することとされている<sup>4</sup>。

ついては、これらの賦課税目についても早期に対象とすることについて、支援をお願いしたい。

また、個人による納付の効率化の観点からは、全国すべての地方公共団体に対し、マイナポータルの公金決済サービス上で、あらゆる税・公金の納付が可能となるよう、政府からの地方公共団体に対する幅広い支援を貴会からも要望願いたい。

あわせて、電子納付へのシフトを促すため、電子納付を選択した納付者へのイン

<sup>3</sup> 令和2年5月4日開催の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をご参照。

<sup>4</sup> 直近では、令和元年12月20日に閣議決定された「令和2年度税制改正大綱」において、「対象税目に個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を追加」することが掲げられている。

センティブの付与（例：税額控除、軽減税率の適用）について支援をお願いしたい。

このほか、ペーパーレス化に向けた取組みの観点から、窓口納付時における紙ベースの領収書を不要とできるよう、eLTAX において納税証明書を表示・出力できるようにする取組みへの支援をお願いしたい。

## 2. 賦課税納付書の規格・様式の統一、QR コードの活用

調査レポート（2018 年度）では、自動車税・固定資産税をはじめとする賦課税に関しては納付書の郵送ニーズも高かったことも見受けられ、この状況はウィズコロナの状況にあっても当面存続することが予想される。

そこで、賦課税を中心とする納付書を前提にすると、事務処理の効率化の点からは、納付書の規格の統一が有効であり、金融機関・コンビニエンスストア等の窓口納付時に広く使用されている「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」にもとづく標準帳票に統一することが合理的と考えられる。

したがって、貴会におかれては、MPN 標準帳票の導入を進めるうえでの手引きを整備のうえ、各地方公共団体に周知すること等をご検討いただきたい。

もっとも、調査レポート（2018 年度）によれば、納付書の規格統一には、すべての収納機関における用紙の調製やシステム改修が必要となり、負荷が高く実現性の課題があるところ、現行の納付書に、別途、納付に必要な情報を格納した QR コードを付与することで効率化が図れると考えられる。

この QR コードが普及すれば、将来的には、納付者自身がスマートフォンで当該 QR コードを読み取って納付するサービスが可能になる等、納付者にとっての利便性向上や納付方法の選択肢が増えるだけでなく、収納機関における消込業務等も効率化できると考えられる。さらには、金融機関・コンビニエンスストア等の窓口への来店を回避することもでき、「3つの密」の回避に資することとなる。

納付書への QR コードの追加については、検討会において、地方税共通納税システムの賦課税目への対応案として検討がされており、また、納付書に QR コードを付す場合に必要と考えられる情報項目については、調査レポート（2019 年度）において取りまとめられている。

については、貴会におかれては、口座振替やペイジー、スマートフォンでコンビニ収納のバーコードを読み込み決済するサービスといった既存の納付方法の普及活動のほか、QR コードを活用した新たな納付方法の検討・導入について、各地方公共団体等の実情も踏まえつつ、支援をお願いしたい。

## 3. 電子納付の推進・周知強化

調査レポート（2018 年度）における調査結果では、納付手続において電子納付（口座振替、ペイジー等）を知らないという層が一定程度存在し、また、知っていても利用率が低調であるという状況が分かったことから、全銀協では、「暮らしのデジタル化ガイド」および法人・個人事業主向けのチラシ（以下「ガイド等」という。）

を作成している。

金融界としては、これらのガイド等の配布や、ウェブサイトにおける掲載等を通じて、納税者への周知・広報に向けた取組みを行っているが、より一層の推進の観点から、貴会におかれても、地方公共団体におけるガイド等の配布や、地方公共団体ウェブサイトにおける掲載等の呼びかけにつき、ご協力をお願いしたい。

なお、調査レポート（2019年度）における調査結果では、多数の金融機関において、個人を対象にインターネットを利用した口座振替手続（ウェブ口座振替受付サービス）を提供していることを確認している。

当該サービスを各地方公共団体が活用することで、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替手続の開始が可能となることから、ウェブ口座振替受付サービスの促進をお願いしたい。

#### 4. 地方税収納等に係る経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、長年、地方公共団体に対してサービスに係るコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

金融機関窓口における地方税等の収納や地方公共団体が行う振込等については、金融機関が地方公共団体に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償を確保出来ていないこと等から、この手数料につき、各当事者間の個別の協議により、早期に適正化を図られることを望んでいる。

この問題に対する各地方公共団体の理解促進について、本年4月に見直しがあった国庫事務取扱手数料も参考に、早期是正に向けた環境整備について格別のご高配を賜りたい。

以 上